

労働徳島



No.123

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

令和5年12月4日発行

はぐくみ支援企業表彰企業の募集を開始しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

令和5年度はぐくみ支援企業表彰企業の募集について

県では、企業における次世代育成支援への取組の促進を図るため、「はぐくみ支援企業」として認証された企業の中から、子育てに優しい職場環境づくりに積極的に、かつ他の模範となる優れた取組を実施している企業を、平成18年度（2006年）から毎年度、徳島県知事より表彰を行っています。

また、令和4年度（2022年）からは、「テレワーク」を活用した職場環境づくりに積極的に取り組み、その功績が特に優秀と認められる企業を、「テレワークdeはぐくみ支援表彰」として表彰を行っています。

表彰基準や応募書類など、詳細は県ホームページを御確認ください。皆様の御応募をお待ちしております。

令和5年度はぐくみ支援企業表彰企業の募集について

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodo-kankei/7235165/>



過去の受賞企業の取組は、
こちらで御紹介しています



応募方法

次の書類を県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参、電子メールいずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業表彰申込書
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- その他取組内容や実績が確認できる書類

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

※「テレワークdeはぐくみ支援表彰」への応募の際は、「はぐくみ支援企業表彰申込書」に、「テレワークを活用した職場環境づくり」について、一般事業主行動計画に定めた目標や取組内容、実績が確認できる書類・規程の写し等を添付してください。

▼ 御応募・お問い合わせ先 ▼

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当

TEL：088-621-2345 FAX：088-621-2852

MAIL：roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp



CONTENTS ▶▶

はぐくみ支援企業表彰企業の募集を開始しました！	1	厚生労働省からのお知らせ 年収の壁対策について	5
令和5年度徳島県労働委員会PRポスターデザイン表彰式ほか	2	徳島県賃上げ応援金プラスのご案内（1）	6
副業・兼業プロ人材とのマッチングを支援します ほか	3	徳島県賃上げ応援金プラスのご案内（2）	7
障がい者雇用優良企業（団体）チャレンジどとくしま賞 募集を開始しました！！	4	確認しましょう。最低賃金。	8



令和5年度 徳島県労働委員会
PRポスターデザイン表彰式



(左から) 堂野さん、豊永会長、岡田さん、田岡さん

多くの皆様に労働委員会を知って、ご利用いただくため、また、ワークルールへの関心を高めるため、高校生等に募集していた「PRポスターデザイン」の入賞者の表彰式を10月12日(木)に県労働委員会で行いました。

最優秀賞受賞の岡田さんからは、「ポスターを見て労働委員会の無料相談を利用することで、職場でのトラブルに悩んでいる人が1人でも少なくなることを願って、描きました。」とのコメントがありました。



表彰式の様子

最優秀賞

優秀賞

優秀賞



おかだ ほのか
岡田 萌乃加さんの作品
城北高等学校 3年



どうの のあ
堂野 乃海さんの作品
徳島北高等学校 2年



たおか ひより
田岡 妃依さんの作品
池田高等学校 1年

合同労働相談会の開催

相談無料・秘密厳守

県内の労働紛争解決機関が合同で、解雇、賃金未払、パワハラなどの労使トラブルのお悩みを解決します。労働者も使用者も利用できます。

- ・事前予約の方優先。予約は12月8日(金)15時まで受付
- ・相談時間は、1人60分以内

12月10日(日) 13時～16時30分 (受付16時まで)
シビックセンター (アミコビル4階)



電子申請

予約・お問い合わせ先
徳島県労働委員会

電話 088-621-3234 (土・日・祝日を除く)
FAX 088-621-2889
メール roudouiinkai@pref.tokushima.jp



徳島県労働委員会



ホームページ

SNS



facebook

SNSで労働相談会、役立つワークルール等情報配信

副業・兼業プロ人材とのマッチングを支援します

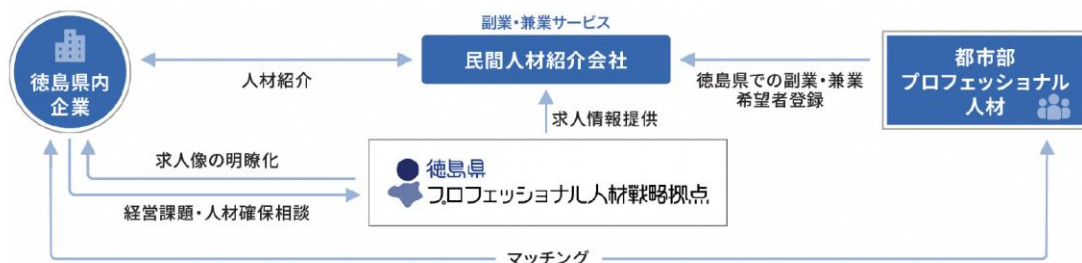
貴社の課題を、副業・兼業プロ人材が解決

- ピンポイントな経営課題を解決したい
- 必要なときに、必要な分だけノウハウを提供してほしい
- 常勤雇用だと費用がかかりすぎる
- 社内に知見・経験が無い、新しい取組を始めたい

…こんな課題はありませんか？徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点では、課題解決を実現できる人材のスピーディーな採用を支援します。ぜひ御相談ください！

マッチングの流れ

当拠点が貴社の求人像を明瞭化し、最適な採用方法と厳選した人材紹介会社を御提案します。



お問合せ先

徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点



徳島県庁 5F 労働雇用戦略課内
TEL : 088-635-0611
FAX : 088-635-0617
MAIL: pro-jinzai@our-think.or.jp

副業・兼業プロ人材とは？メリットや活用事例は？



働き方改革の一環として副業を解禁する大企業が増えてきた今、地方の中小企業を副業で支援したい、自分のスキルで貢献したいと考える都市部のプロ人材が急速に増えています。今が活用のチャンスです！

◀◀ 詳しくはWebサイトで！

URL: <https://tokushima-fukugyo.com/>

スマートワークで

今とこれからの「人材不足」解消をお手伝いします

多様な人材の獲得に「キャリアマッチング」

現役テレワーカーやテレワーク講座修了生等の人材とマッチング専用サイト上で直接やり取りすることができます。新たな人材獲得の手段としてご活用ください。

条件 テレワーク導入済みまたは検討中の企業

受付期間 開催中～2024年2月末まで



詳細・お申込み
はこちらから▶



業務のデジタル化・IT相談はこちら

令和5年度徳島県委託事業「スマートワーク導入支援事業」

徳島県内企業の **スマートワーク導入** による
働きやすい職場環境づくりをお手伝いします！

とくしまスマートワーク導入支援事業

事業詳細は下記URLもしくは
二次元コードからお進みください
<https://awa-smartwork.com/>
<mail>info@tokushima-smartlife.com



各種スマートワーク
推進支援セミナー開催中

受講
無料

「スマートワーク導入支援事業」受託者
STAN スタンシステム株式会社
徳島市万代町3丁目5-4 近藤ビル3階 <https://www.stansystem.co.jp/>



障がい者雇用優良企業（団体） チャレンジドとくしま賞 募集を開始しました！！

「障がい者雇用優良企業（団体）」

県内に所在し、障がい者を雇用している企業（団体）を表彰します。

どのようなメリットがありますか？

- ・「障がい者雇用優良企業（団体）シンボルマーク」が利用できます。（別途、申請が必要です。）
- ・「障がい者雇用優良企業（団体）」として、県のホームページに社名等を掲載するほか、希望により事例紹介パネルを作成し、県主催のイベント等でPRします。
- ・県が優れた新商品等を購入する「お試し発注事業」への応募が可能となります。

どのように応募すればいいですか？

- ・「推薦（応募）書」及び「推薦（応募）調書」に必要事項を記載し、下記応募先まで郵送または持参してください。
- ・自薦、他薦を問わず、応募いただけます。



障がい者雇用優良企業（団体）
シンボルマーク

「チャレンジドとくしま賞」

長年にわたり模範的職業人として活躍している障がい者を表彰します。

どのような方が対象になりますか？

- ・徳島県内在住で、同一企業（団体）に10年以上勤務していること。
 - ・障がい者手帳を取得していること。
- などの要件があります。

どのように応募すればいいですか？

- ・「チャレンジドとくしま賞推薦書」に必要事項を記載し、下記応募先まで郵送または持参してください。

たくさんのご応募、お待ちしております！

▼ 御応募・お問い合わせ先 ▼

〒770-8570 徳島市万代町1-1
 （郵送の場合、住所の記載は不要です。）
 徳島県商工労働観光部
 労働雇用戦略課 雇用促進戦略担当
 TEL:088-621-2348
 FAX:088-621-2852
 E-Mail:roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp

応募要件など
詳しくはこちらで検索！

障がい者雇用ナビ 表彰

検索



厚生労働省からのお知らせ

事業主の皆様へ



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「ハゆう」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★						
手当の支給等(6か月分)															
支給申請期間(2か月間)															
キャリアアップ計画書															

令和6年1月31日までに提出(特例期間)

第1期支給対象期 (R5.10 - R6.6)

第2期支給対象期 (R6.7 - R6.12)

★ 給与・手当の支給

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。
 (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。

徳島県賃上げ応援金プラス

設備投資等の**生産性の向上に取り組み、賃上げを行う**「中小・小規模事業者」を支援します！

対象者：事業場内最低賃金を30円以上の引き上げを行う中小・小規模事業者

補助内容：生産性向上に資する設備投資等の費用など

上乘せコース(国助成の上乗せ)

<対象要件>

- 令和5年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和6年2月28日までに確定通知を受けていること**等

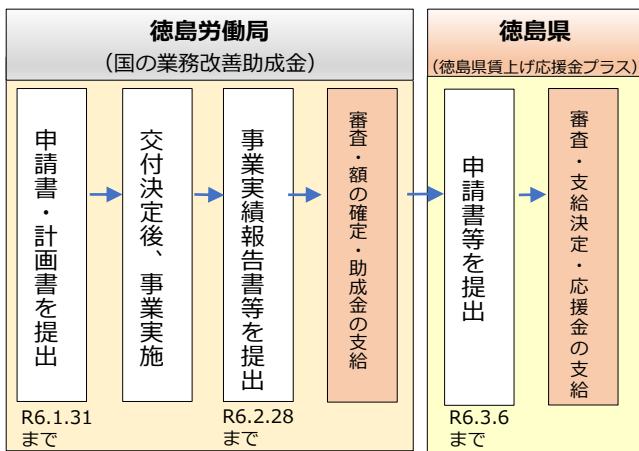
※国の「業務改善助成金」についての詳細は、右のQRコードからご確認ください。



<助成率>

- 設備投資等の額の「1/10」
※上限あり（国助成金上限額の1/10）

<上乘せコース 申請の流れ>



拡大コース(県単独の支援)

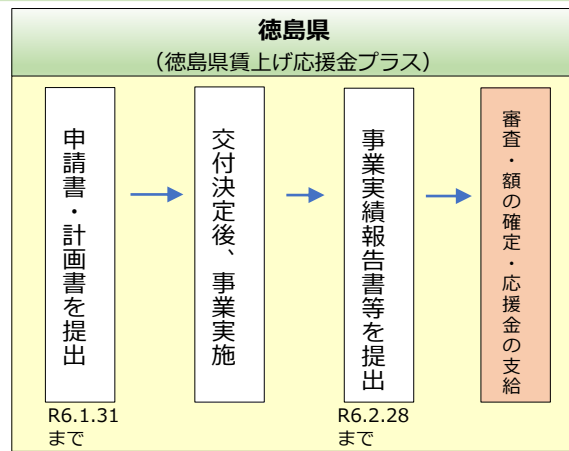
<対象要件>

- 県内の事業場において、事業場内最低賃金が「**1,000円以下**」で、地域別最低賃金との差が「**51円以上**」であること
※徳島県の地域別最低賃金（R5.10.1～）：896円
- 令和5年10月10日から令和6年2月28日の間に県内事業場で「**30円以上**」の賃金引き上げを行い、**生産性向上に資する設備投資等を行うこと**等
※事業場規模50人未満は、令和5年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後の申請も可能

<助成率>

- 設備投資額の「3/4～9/10」
※上限あり（賃金引き上げ額・人数により変動）
※裏面参照

<拡大コース 申請の流れ>



申請方法

「上乘せコース」は令和6年3月6日【必着】までに、「拡大コース」は令和6年1月31日【必着】までに、申請書類を徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出してください。

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

徳島県賃上げ応援金プラスに関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 働き方改革担当

MAIL：roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp

詳細は徳島県ホームページをご確認ください



TEL：088-621-2346

FAX：088-621-2852

徳島賃上げ応援金プラス(拡大コース)の助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業上内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者(右記)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。
(なお、②・③に該当する場合は、補助対象経費の拡充も受けられます。)

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件	原材料費の高騰など、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

補助対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

確認しましょう。最低賃金。

徳島県の最低賃金

時間額 令和5年10月1日から

896 円

確認しよう、最低賃金！



徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。



下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	令和5年の金額改正はなく、令和5年10月1日から、徳島県最低賃金 896 円 が適用されます。		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和5年 12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	983	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和5年 12月21日

業務改善助成金

徳島県最低賃金との差額50円以内(896~946円)の労働者を使用しており、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に利用できます。

助成率：最大9割

上限額：最大600万円



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

キャリアアップ助成金

賃金規定を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上引上げる場合「賃金規定等改定コース」が利用できます。



事業再構築助成金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合「最低賃金枠」が利用できます。



ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引上げ幅以上(地域別最低賃金+50円以上)に賃上げの努力を行う場合に補助金の採択において加点措置が得られます。



お問い合わせ・相談先

- **最低賃金** 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- **業務改善助成金** 業務改善助成金コールセンター (Tel 0120-366-440)
- **働き方改革や経営改善に向けた相談先** 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ

